

第3 子ども未来

- 1 子ども・若者総合支援センター
- 2 子ども支援
- 3 子ども保育

1 子ども・若者総合支援センター

(1) 概要

複雑かつ多様化している子ども・若者の問題に対応するための相談・支援機関として、平成26年4月に開設した。その特徴は次の3点である。

- ①0歳から20歳前までの幅広い年代に関するあらゆる悩みや不安に対応
- ②福祉や教育の垣根を越えた組織が、ワンストップで総合的に対応
- ③発達段階に応じて、当事者だけでなく保護者や教職員の悩みにも対応

また、相談内容に応じて、専門相談員による相談、臨床心理士によるカウンセリングや心理検査を実施することにより支援方法の検討を行うとともに、継続的な支援が必要な場合は、センターが運営する幼児支援教室（市内8カ所）や自立支援教室（市内4カ所）等の利用、医師や弁護士等専門家との連携、岐阜県中央子ども相談センター等の専門機関との連携・協働により、具体的な問題解決を図る。

さらに、子ども専用の「子どもホットダイヤル」「子どもホットメール」を開設し、相談体制の充実を図っている。

令和元年度からは相談体制の強化のため、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う子ども家庭総合支援拠点をセンター内に設置した。

(2) 総合相談

子ども・若者（0歳から20歳前まで）に関するあらゆる悩み・不安について、フリーコールの専用電話相談窓口とメール相談窓口を開設し、相談活動を行っている。また、来所による相談も受け付けている。

相談内容によっては、他の係につなぎ、より専門的な支援に努めている。

(3) 乳幼児相談・支援

ア 乳幼児相談

乳幼児の発達に関するさまざまな相談に応じ、必要な助言、支援及び関係機関との調整を行う。

相談は、来所相談（必要な発達検査含む）、電話相談、家庭訪問による相談、保育所（園）・幼稚園等への巡回による相談などのほか、乳幼児健診要経過観察児に対する相談も行っている。

また、療育総合判定会議（保育所（園）における特別支援に関する判定）を子ども保育課と共同で実施するほか、子育てや療育に関する啓発活動も実施している。

イ 発達相談

小児専門医による診察と心身の発達（障がい）についての相談に応じている。

ウ 乳幼児支援

乳幼児健診での要観察児や発達に心配のある乳幼児への支援・指導の場として、「親子教室」と「幼児支援教室」を設置している。

◆ 親子教室

発達段階、年齢等に応じたグループ活動により、発達に心配のある乳幼児と保護者への相談・支援を行っている。

◆ 幼児支援教室

下記の市内8か所でことばとコミュニケーションに視点を当てた個別指導や小集団指導を行う。

| | |
|-----------|------------------------------|
| 長良幼児支援教室 | 長良東2-140 (北市民健康センター内) |
| 岐阜北幼児支援教室 | 福光西1-16-2 |
| 鷺山幼児支援教室 | 下土居2-9-12 (鷺山保育所内) |
| 岐阜東幼児支援教室 | 水海道1-16-13 (岐阜東幼稚園内) |
| 市橋幼児支援教室 | 市橋6-13-25 (市橋コミュニティセンター内) |
| 加納幼児支援教室 | 加納東丸町2-9-1 (加納幼稚園敷地内) |
| 岐阜南幼児支援教室 | 茜部菱野1-75-2 (南市民健康センター内) |
| 柳津幼児支援教室 | 柳津町下佐波西1-15 (もえぎの里内) |

(4) 家庭児童相談

ア 児童虐待相談

市民や学校等から児童虐待の通告を受理し、岐阜県中央子ども相談センターと連携して、速やかに当該児童の情報収集と安全確認を実施している。

また、関係機関と役割分担や援助方針を協議し、必要な支援を行っている。

イ 養護相談

児童虐待以外の家庭における児童と保護者の問題（保護者の生活困窮、精神疾患、養育能力不足、家族関係不安定など）の相談に応じ、必要な助言、支援を実施している。

ウ 養育支援訪問事業

要支援児童とその保護者、特定妊婦等を対象に、養育が適切に行われるよう、必要な支援を実施している。保健師等の訪問による育児の相談・指導、子育て経験者等の訪問による育児・家事の援助を行っている。

エ 要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に規定された機関で、要保護児童の適切な保護、要支援児童・特定妊婦の適切な支援を図るため、関係機関の情報共有、役割分担、援

助方針等を協議している。「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」の三層制である。

(5) 発達支援

主に通常学級に在籍する発達に心配のある児童生徒やその保護者、学校への相談・支援を行っている。

心理検査とそのフィードバックを行い、本人の実態をもとに具体的な支援方法等を提案したり、その後の学校での支援や本人の変容を見届けている。またSST（ソーシャルスキルトレーニング）等の直接支援を実施している。

より専門的な相談・支援の求めに応じるため専門の臨床心理士等を伴った学校への訪問相談も行っている。さらに、保護者への支援としてペアレント・トレーニングや「保護者の会」を実施している。

(6) 教育支援

不登校の児童生徒及びその保護者に対しての教育相談活動を行っている。また、「子ども・若者自立支援教室」を市内4か所（5教室）で開設し、他者とのふれあいや、多様な体験活動、教科学習活動などを通して、児童生徒の自主性・社会性を育成し、自己肯定感・自己有用感を高めることによって、学校生活への自発的な復帰や社会的自立を図っている。

さらに、わが子の不登校に悩む保護者への支援として、「保護者の会」を実施している。

◆子ども・若者自立支援教室

- 明德子ども・若者自立支援教室 明德町11
- 七郷子ども・若者自立支援教室 西改田字川向3
- 岐陽子ども・若者自立支援教室 上川手735-2
- 芥見子ども・若者自立支援教室 芥見南山3-10-1

(7) 才能伸長・自立支援

学校や関係機関と連携を取りながら、いじめや問題行動に関して、本人、保護者、学校への相談・支援を行う。

義務教育年代後を中心として、子ども・若者に関するさまざまな課題に対して相談や支援を行い、就学就労など、生活改善につなげていくとともに、適正、能力、関心等に関わる検査等を実施し、個別の支援プログラムに基づいて、社会的自立に向けた支援を行っている。

また、わが子の社会参加に不安を感じる保護者への支援として、「保護者の会」を実施している。

2 子ども支援

(1) 子ども・子育て支援

ア 概要

児童福祉の理念達成を目標に、児童福祉施設の整備並びに健全で効率的な運営をはじめとする各種の施策を講ずるとともに、児童委員、中央子ども相談センター等との有機的連携を深め児童の実態を把握する中で、さらに充実した福祉環境を確保すべくその向上に努力している。

イ 交通遺児対策

交通事故によって父又は母等を失った高校生以下の遺児に対し、図書カードを交付する。昭和48年5月から実施し、令和元年度15人に交付。

ウ 子ども議会

市議会のしくみや流れを学び、市政に興味・関心を持つことを目的として、小学校5～6年生の子どもたちが、岐阜市議会本会議場で模擬議会を体験する。

エ 子ども食堂支援事業

子どもの健やかな成長を育むとともに、子ども同士の交流を目的とした食堂（子ども食堂）を開設して食事の提供などを行うことにより、子どもたちが安心して過ごすことができる居場所づくりを推進するため、子ども食堂を運営する団体に対して運営にかかる費用を補助する。

オ 児童手当

中学校修了前の児童を養育する人に児童手当を支給する。

<支給月額>

- ・所得制限限度額未満の養育者
0歳～3歳未満（一律） 15,000円
3歳～小学校修了前
（第1子・第2子） 10,000円
（第3子以降） 15,000円
中学生（一律） 10,000円
- ・所得制限限度額以上の養育者
中学校修了前の児童（一律） 5,000円

カ 就園援助

私立幼稚園に就園する満3才以上の園児の保護者の所得に応じて保育料の減免を行った。幼稚園の設置者に補助金を交付し、就園奨励並びに幼児教育の振興を図ることとしている。

幼児教育の無償化に伴い令和元年9月で終了した。

私立幼稚園就園奨励費補助金実績（令和元年度）

| 区分 | 人員 | 補助額（円） |
|-------|-------|-------------|
| 私立幼稚園 | 4,884 | 351,879,000 |

※令和元年9月まで

キ 私立幼稚園の保育料無償化

令和元年10月から満3歳児以上のすべての子の保育料について無償化した。また、預かり保育事業については、保育の必要性を認めた者に対し

月額上限11,300円(満3歳児は月額上限16,300円)、副食費については、市町村民税77,101円未満世帯の子ども、または小学校3年生から数えて3番目以降の子どもに対し月額上限4,500円を補助した。

ク 育英資金貸付

経済的理由により修学困難な生徒または学生を高等学校、大学等に進学させるため、育英資金貸付制度を設けている。

育英資金の貸付を受けることができる者は、以下のすべての条件を満たし在籍学校長または最終の出身学校長が適当と認め推薦した者。

- ・市内に6カ月以上在住する世帯の子弟
- ・修学に意欲がある者
- ・経済的理由により修学困難な世帯の子弟

(ア) 奨学貸付金貸付者数(令和元年度)

| | |
|----------|-------|
| 大 学 | 44(8) |
| 高 等 学 校 | 4(0) |
| 専修学校(専門) | 1(0) |
| 大 学 院 | 0(0) |

※()内は新規貸付者の内数

(イ) 入学準備貸付金貸付者数(令和元年度)

| | |
|----------|---|
| 高 等 学 校 | 4 |
| 大 学 | 3 |
| 専修学校(専門) | 1 |

(ウ) 貸付額(1人当たり) (令和元年度)

| 区 分 | | 奨学貸付金(月額) | 入学準備貸付金(一時金) |
|-------------------|-----|-----------|--------------|
| 高 等 学 校 (高専含む) | 国公立 | 16,000円 | 100,000円 |
| | 私 立 | 28,000円 | 300,000円 |
| 大 学 (短期大学含む) | 国公立 | 45,000円 | 300,000円 |
| | 私 立 | 54,000円 | 450,000円 |
| 大 学 院 | 国公立 | 45,000円 | 300,000円 |
| | 私 立 | 50,000円 | 300,000円 |
| 専修学校(高等) (専門) | 国公立 | 16,000円 | 200,000円 |
| | 私 立 | 28,000円 | 250,000円 |
| | 国公立 | 37,000円 | 250,000円 |
| | 私 立 | 53,000円 | 350,000円 |

ケ 医療費助成

(ア) 子ども医療費助成事業

児童福祉対策の一つとして、義務教育修了までの子どもの医療費の一部を市が助成することにより経済的な負担を軽減し、健康と福祉の増進を図る。

令和元年度実績

| 対象者数 | 受診件数 | 医療費総額(円) | 助成額(円) |
|--------|---------|---------------|---------------|
| 48,592 | 862,018 | 8,346,827,379 | 1,777,826,844 |

(イ) ひとり親家庭等医療費助成事業

母子家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減し、健康と福

祉の増進を図る。 ※所得制限あり

・ひとり親家庭

配偶者のいない父又は母と18歳の誕生日を超えて最初に到来する3月31日までにある児童。

・準母子、準父子

配偶者のいない祖父または祖母、兄又は姉と父母のいない18歳の誕生日を超えて最初に到来する3月31日までにある児童。

・遺児

父母のいない18歳の誕生日を超えて最初に到来する3月31日までにある児童。

令和元年度実績

| 対象者数 | 助成件数 | 医療費総額(円) | 助成額(円) |
|-------|---------|---------------|-------------|
| 7,149 | 117,342 | 1,284,149,417 | 312,922,175 |

(ウ) 未熟児養育医療

出生時体重2,000g以下又は生活力が特に弱い新生児で入院治療の必要があると認められた乳児に対し、保護者の申請に基づき給付されるもので、令和元年度は97人(延244件)の給付を行った。

(エ) 育成医療

身体上の障がいをもつ18歳未満の者を対象に、生活能力を得るために必要な医療の給付、装具の交付を行うもので、令和元年度は52人(延293件)の給付を行った。

(オ) 不妊治療費助成

次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部の助成を行うもので、令和元年度は特定不妊治療は335人(延491件)、人工授精は162人(延162件)の助成を行った。

(カ) 小児慢性特定疾病医療費支給事業

小児慢性特定疾病医療費支給事業の申請等の事務及び相談を実施している。

- ・小児慢性特定疾病医療給付者数

315人

コ 子育て短期支援事業

(ア) 夜間養護等事業(トワイライトステイ)

保護者が仕事等により平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童を児童養護施設(日本児童育成園)、母子生活支援施設で預かり、生活指導、食事の提供等行う。(保護者負担有り。生活保護世帯、母子及び父子家庭で市町村民税非課税世帯は無料。)

- ・令和元年度利用状況(延べ日数)

夜間養護510日、休日預かり572日

(イ) 短期入所生活援助事業(ショートステイ)

児童を養育している保護者が、疾病、出産、冠婚葬祭、育児疲れ等により児童の養育が困難

になる場合、その児童を児童養護施設（日本児童育成園）、乳児院（乳幼児ホームまりあ）、母子生活支援施設で一時的に預かる。（保護者負担有り。生活保護世帯、母子及び父子家庭で市町村民税非課税世帯は無料。）

・令和元年度利用状況（延べ日数）

2歳未満児45日、2歳以上児81日

サ 児童福祉施設等

（ア）児童館・児童センター

児童館は、次代の社会を担う児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として開設。また、児童センターは、小型児童館の機能に加えて、遊びを通して運動に親しむ習慣の形成、運動の仕方、技能の習得、精神力の涵養等による体力増進を図ることを目的として開設。

利用対象は児童（乳幼児は保護者が同伴する場合に限る。）及び児童の保護者。

・梅林児童館

開館 昭和49年7月7日
 建設費 24,674千円
 敷地面積 829.92㎡
 建物延面積 514.44㎡
 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
 施設内容
 1階 事務室、遊戯室、幼児室、ホール
 2階 自由学習室、遊戯室、ホール
 指定管理者 (社福) 和光会

・黒野児童館

開館 昭和52年4月7日
 建設費 70,817千円
 敷地面積 1,284.56㎡
 (保育所と共有)
 建物延面積 1,006.43㎡
 (児童館は599.78㎡)
 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
 施設内容
 1階 事務室
 2階 図書室、勉強室、遊戯室、幼児室、体育室
 指定管理者 (社福) 岐阜市社会福祉事業団

・東児童センター

開館 昭和56年4月11日
 建設費 52,075千円
 敷地面積 2,315.91㎡
 建物延面積 315.23㎡
 構造規模 鉄骨造平屋建
 施設内容 図書学習室、集会室、遊戯室及び事務室
 指定管理者 (社福) 岐阜市社会福祉事業団

・加納児童センター

開館 昭和59年4月16日
 建設費 68,620千円
 敷地面積 1,008.00㎡
 建物延面積 348.27㎡
 構造規模 鉄筋コンクリート造平屋建
 施設内容 図書学習室、幼児室、遊戯室、集会室及び事務室
 指定管理者 (社福) 和光会

・西児童センター

開館 昭和60年7月2日
 建設費 79,502千円
 敷地面積 3,604.32㎡
 建物延面積 468.22㎡
 構造規模 鉄筋コンクリート造3階建
 (うち1階の一部分)
 施設内容 遊戯室、図書学習室、幼児室、集会室、おもちゃ図書館、事務室
 指定管理者 (社福) 岐阜市社会福祉事業団

・日光児童センター

開館 昭和61年4月19日
 建設費 59,514千円
 敷地面積 3,001.55㎡
 建物延面積 370.16㎡
 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
 (1階の一部分)
 施設内容 遊戯室、幼児室、図書学習室、集会室、事務室
 指定管理者 (社福) 岐阜市社会福祉事業団

・本郷児童センター

開館 昭和63年7月1日
 建設費 90,648千円
 敷地面積 1,468.33㎡
 建物延面積 488.78㎡
 構造規模 鉄骨造平屋建
 施設内容 事務室、遊戯室、図書学習室、幼児室、おもちゃ図書館
 指定管理者 (社福) 岐阜市社会福祉事業団

・長良児童センター

開館 平成元年7月1日
 建設費 105,000千円
 敷地面積 716.74㎡
 建物延面積 515.50㎡
 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
 施設内容
 1階 事務室、おもちゃ図書館、幼児室
 2階 集会室、図書学習室、遊戯室
 指定管理者 (社福) 日本児童育成園

・長森児童センター

開館 平成2年4月23日
 建設費 111,700千円
 敷地面積 1,297.26㎡
 建物延面積 440.25㎡
 構造規模 鉄筋コンクリート造平屋建
 施設内容 事務室、遊戯室、図書学習室、
 乳児室、集会室、おもちゃ図
 書館
 指定管理者 (社福) 岐阜市社会福祉事業団

・岩野田児童センター

開館 平成3年7月1日
 建設費 253,083千円
 敷地面積 1,095.02㎡
 建物延面積 532.42㎡
 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
 施設内容
 1階 事務室、おもちゃ図書館、遊戯室
 2階 集会室、図書学習室、幼児室、図工室
 指定管理者 (社福) 中部学院福祉会

・サンフレンドみわ・児童センター

開館 平成4年7月1日
 建設費 268,483千円
 敷地面積 1,846.75㎡
 建物延面積 993.56㎡
 (児童センターは674.92㎡)
 構造規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨

造2階建

施設内容
 1階 事務室、遊戯室、幼児室、ホール
 2階 おもちゃ図書館、図書学習室、図工
 室、ホール
 指定管理者 (社福) 岐阜市社会福祉事業団

・サンフレンドうずら・児童センター

開館 平成6年7月1日
 建設費 238,881千円
 敷地面積 2,037㎡ (借地)
 建物延面積 981.72㎡
 (児童センターは676.81㎡)
 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
 施設内容
 1階 事務室、遊戯室、幼児室
 2階 おもちゃ図書館、図書室、集会室
 指定管理者 (社福) 岐阜市社会福祉事業団

・柳津児童館

開館 昭和41年11月1日
 敷地面積 2,698.00㎡
 建物延面積 1,498.38㎡
 (児童館は681.55㎡)
 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
 (2階の一部)
 施設内容 遊戯室兼大集会室、図書室、
 創作活動室、事務室
 指定管理者 (社福) 岐阜市社会福祉事業団

利 用 状 況 (令和元年度)

| 施設名 | 開館日数(日) | 来館利用者数(人) | 1日平均(人) |
|------------------|---------|-----------|---------|
| 梅林児童館 | 281 | 16,721 | 60 |
| 黒野児童館 | 281 | 18,182 | 65 |
| 東児童センター | 281 | 8,256 | 29 |
| 加納児童センター | 281 | 19,476 | 69 |
| 西児童センター | 281 | 24,044 | 86 |
| 日光児童センター | 281 | 27,795 | 99 |
| 本郷児童センター | 264 | 15,489 | 59 |
| 長良児童センター | 281 | 28,736 | 102 |
| 長森児童センター | 281 | 25,105 | 89 |
| 岩野田児童センター | 281 | 19,504 | 69 |
| サンフレンドみわ・児童センター | 281 | 16,587 | 59 |
| サンフレンドうずら・児童センター | 279 | 31,079 | 112 |
| 柳津児童館 | 263 | 26,426 | 100 |

(イ) 子どもの居場所づくり事業

子どもが遊び、学び、様々な人と触れ合うことができ、かつ、安心して過ごすことができる安全な居場所を、鷺山子ども館に開設している。

利 用 状 況 (令和元年度)

| 箇所名 | 利用者数(人) | 開館日数(日) |
|--------|---------|---------|
| 鷺山子ども館 | 3,839 | 281 |

(ウ) ドリームシアター岐阜

所在地 明徳町6番地

指定管理者 (公財) 岐阜市教育文化振興事業団

目的 さまざまな文化的体験や創造的活動を通して、心身ともに健全な青少年を育成することに寄与する。

また、生涯学習施設として、幅広く市民の期待に応える。

テーマ 「ふれあい・遊び・創造」

施設概要

1 F 事務室、応接室、機械室、ロビー、駐車場、自転車置場、多目的トイレ

2 F パソコンルーム、研修室1、和室1、和室2

3 F クッキングルーム、研修室2、研修室3、会議室

4 F プレイルーム、ふれあいルーム、幼児ルーム、なかよしルーム、幼児トイレ、授乳室

5 F ゲームコーナー、まんがコーナー、クラフトルーム、大道芸コーナー、わくわく工作コーナー

6 F 音楽スタジオ、リハーサル室、音調室、更衣室、授乳室

7 F メインホール、楽屋兼工房室、控え室、多目的トイレ

8 F 機械室、空調機器スペース、調音・調光室、ポンプ室

使用料金

(令和2年4月1日現在)

| 施設名 | 定員(人) | 午前 (9:00~12:00) | 午後 (13:00~17:00) | 夜間 (18:00~21:00) | 終日 (9:00~21:00) |
|-------------|--------|--------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| パソコンルーム | 18人 | 1,880円 | 3,350円 | 3,350円 | 7,640円 |
| 研修室1 | 18 | 2,200 | 2,820 | 2,820 | 7,010 |
| 和室1 | 5 | 940 | 1,250 | 1,250 | 3,030 |
| 和室2 | 18 | 1,780 | 2,400 | 2,400 | 5,860 |
| 研修室2 | 27 | 2,200 | 2,820 | 2,820 | 7,010 |
| 研修室3 | 27 | 2,200 | 2,820 | 2,820 | 7,010 |
| 会議室 | 20 | 2,200 | 2,820 | 2,820 | 7,010 |
| クッキングルーム | 18 | 1,360 | 1,670 | 1,670 | 4,190 |
| プレイルーム | 20 | 1,360 | 1,670 | 1,670 | 4,190 |
| クラフトルーム | 15 | 1,360 | 1,670 | 1,670 | 4,190 |
| 音楽スタジオ | 7 | 940 | 1,360 | 1,360 | 3,240 |
| リハーサル室 | 20 | 2,400 | 4,290 | 4,290 | 9,840 |
| 音調室 | | 4,710 | 6,280 | 6,280 | 15,500 |
| メインホール(含楽屋) | 84/100 | 5,230 | 11,000 | 11,000 | 24,510 |

※備品及び冷暖房(2割増)等の使用料が別途必要。

個人使用料金

(令和2年4月1日現在)

| 階 | 施設 | 小人(小中学生) | 大人(高校生以上) |
|-----|------------|--|-----------|
| 2 F | パソコンルーム | 200円 市内小中学生無料 幼児無料 ※毎月第3日曜(家庭の日)は、中学生以下のお子様を連れて家族は無料 ※未就学児の利用については、保護者同伴 | 520円 |
| 4 F | プレイルーム | | |
| 4 F | ふれあいルーム | | |
| 4 F | 幼児ルーム | | |
| 4 F | なかよしルーム | | |
| 5 F | ゲームコーナー | | |
| 5 F | まんがコーナー | | |
| 5 F | わくわく工作コーナー | | |
| 5 F | クラフトルーム | | |

※駐車場(車高180cm以下)は、26台収容可能。料金は、1時間330円(2時間無料)、以後30分ごとに160円。

開館時間及び休館日

(ア) 開館時間

火～土曜日 AM9:00～PM9:00
日・祝祭日 AM9:00～PM5:00

(イ) 休館日

月曜日（その日が祝日に当たるときは、その週の火曜日、水曜日）、祝祭日の翌日（その日が、月曜日に当たるときは、その週の火曜日）、年末年始（12月29日～翌年の1月3日）

(2) ひとり親家庭の支援

ア 概要

ひとり親家庭に対して、その生活の安定と向上のため、住宅、保育、相談業務の充実などのほか、各種の自立促進支援対策を講じて母子・父子家庭の支援に努めている。

イ ひとり親家庭等相談事業等

経済上の問題や就労・育児、その他の相談に母子父子自立支援員や就業支援専門員が応じる。

相談実績（令和元年度）

| 生活一般 | 生活援護 | 合計 |
|------|------|-----|
| 51 | 187 | 238 |

相談実績（令和元年度）

| 人間関係 | | | | | | | | | | | 経済関係 | | | | 医療関係 | | | | 住居 | 婦人 | 不純 | 売春 | ヒモ・暴力団関係 | 5人 | 合計 | | | | | | | | | |
|------|-----|----|------|-----|----|-----|------|-----|-----|-------|------|-----|---|----|------|-----|-----|-----|----|----|----|----|----------|----|----|-----|----|---|---|---|---|---|---|-----|
| 夫等 | 子ども | 親族 | 交際相手 | その他 | 男女 | スト | 家庭不和 | その他 | 生活困 | サラ金・借 | 求職 | その他 | 病 | 精神 | 妊産 | その他 | 住居先 | 住居先 | | | | | | | | 純異性 | 強要 | 係 | 反 | 引 | 計 | | | |
| 88 | 0 | 71 | 40 | 10 | 10 | 126 | 18 | 3 | 11 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 6 | 4 | 19 | 3 | 14 | 30 | 5 | 43 | 36 | 10 | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 572 |

オ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため所要の資金を貸し付けることを目的とする。

資金には修学、事業開始等の12種類がある。令和元年度貸付件数は、79件である。

カ 子どもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭の小・中学生に対し、各家庭に大学生等ボランティアを派遣し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援を行い、心の支えとなるとも生活の質の向上を図る。

令和元年度 実績 小学生14世帯
中学生24世帯

キ ひとり親家庭等に対する給付型奨学金

ウ 児童扶養手当

両親の離婚などにより、父又は母と一緒に生活していないひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給する。（所得制限有り）

（令和2年4月1日現在）

| 支給区分 | 全部支給 | 一部支給 |
|--------------|--------------------|---------------------------------|
| 児童1人のとき | 月額43,160円 | 所得に応じて月額43,150円から10,180円まで10円刻み |
| 児童2人のときの加算 | 月額10,190円 | 所得に応じて月額10,180円から5,100円まで10円刻み |
| 児童3人以上のときの加算 | 第3子以降1人につき月額6,110円 | 所得に応じて月額6,100円から3,060円まで10円刻み |

エ 婦人保護事業

要保護女子についてその発見に努め、相談に応じ、必要な指導やこれらに付随する業務を行っている。

女性相談員は2人。

(3) 少子化対策事業

ア 「岐阜市子ども・子育て支援プラン」の推進

令和2年3月、「第2次岐阜市次世代育成支援対策行動計画（後期）」、「第2期子ども・子育て支援事業改革」及び「岐阜市子どもの貧困対策計画」から成る「岐阜市子ども・子育て支援プラン」を策定した。令和2年度からは、本プランに基づ

き、少子化対策や待機児童対策、子どもの貧困対策を総合的に推進している。

イ ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい者と援助を行いたい者が会員となって、地域における会員相互の援助活動（有償）を行うことにより、仕事と育児の両立及び子を持つすべての家庭の子育てを支援する。

・令和元年度実績

| | | |
|-----|------|---------|
| 育 児 | 依頼会員 | 1, 288人 |
| | 提供会員 | 422人 |
| | 両方会員 | 20人 |
| | 活動件数 | 5, 456件 |

ウ ギふし子育て応援アプリ

安心して子どもを産み育てることができるように、市の子育て応援情報がいつでもどこでも簡単に手に入れられるアプリを提供し、子育てに関する様々なコンテンツを配信する。

3 子ども保育

(1) 概 要

児童福祉法第24条の規定により保育の必要な乳児または幼児を日々保護者の委託を受け保育している。

保 育 状 況

(令和2年4月1日現在)

| 区分 | 名 称 | 施設数 | 児童定員 |
|-----|----------|-----|--------|
| 公立 | 保 育 所 | 20 | 2, 090 |
| 私立 | 保 育 園 | 17 | 2, 095 |
| | 認定こども園 | 14 | 1, 982 |
| | 小規模保育施設 | 23 | 393 |
| | 事業所内保育施設 | 2 | 31 |
| 合 計 | | 76 | 6, 591 |

(2) 0歳児保育の実施

公立保育所においては、昭和42年10月から生後6か月以上1歳未満の乳児を対象とした0歳児保育を駒爪保育所（現：ハートンこまづめ認定こども園）で実施し、現在、京町、鷺山、長森南、木田、市橋、あいかわ、黒野、柳津東、佐波の保育所で実施している。

また、上記保育所のうち、産休明けの生後57日目からの保育を京町、鷺山、長森南、市橋、黒野、柳津東、佐波の保育所で実施している。

なお、0歳児保育所には、健康の保持増進への取り組み、病気などの早期発見対策家庭指導を目的として、看護師を配置している。

次に、私立保育園については、昭和60年度から聖徳、木之本、みぞはた、さゆり、桜の5保育園で産休明けの57日目からの保育を実施し、現在では、

領下、常磐、七郷、鏡島、華陽、本荘、なかよし岐阜南、日野で実施している。また、生後6か月からの保育を、鶉、若葉で実施している。

認定こども園については、産休明けの57日目からの保育を、清流、黒野、ながらこどもの森、沖ノ橋、加納西、ひきえ、カトレヤ、ハートンこまづめ、大洞、梅林、みさとで実施している。また、生後6か月からの保育をかぐや第一、かぐや第二で実施している。

平成27年度から新たに小規模保育施設が認可保育施設に加わり、現在では、産休明けの57日目からの保育を7か所で、生後3～4か月からの保育を2か所で実施している。

(3) 障がい児保育の実施

集団保育になじむ中軽度の障がいを有する児童を保育所等に入所させて、一般の児童とともに集団保育することによって、障がいをもつ児童の健全な成長発達を促進させ、障がい児の福祉増進を目指している。

障がい児保育は、昭和54年度に華陽（現：華陽保育園）、三里保育所（現：みさとこども園）に拠点的な障がい児専門保育室を開設し、その後、梅林（現：梅林こども園）、長良保育所（現：ながらこどもの森）にも開設し障がい児保育の受け入れ等の拡充を図ってきた。平成12年度からは療育総合判定会議の判定をもとに入所決定を行い市内の各保育所（園）等で実施している。

(4) 広域入所事業

保護者の勤務の都合等により、居住地以外の入所の要望が増えているため、隣接市町と協議した結果、2市5町と協定締結し、平成11年度4月1日から各市町ごとの受け入れ基準で相互の受け入れを開始した。令和2年4月1日現在、県内9市7町、県外2市1町と協定を締結している。

(5) 一時預かり事業

平成2年7月1日から、みぞはた保育園で非定型的保育サービス、緊急保育サービスを目的に一時的保育事業を実施し、平成8年度から私的理由による保育サービスを目的に加え、利用者の利便を図った。利用日数は1月につき14日以内である。

現在では、京町、鷺山、市橋保育所、聖徳、木之本、鶉、みぞはた、さゆり、若葉、常磐、七郷、鏡島、華陽、本荘、なかよし岐阜南、日野、岩保育園、黒野こども園、ながらこどもの森、沖ノ橋、加納西認定こども園、ひきえこども園、ハートンこまづめ認定こども園、大洞こども園、梅林こども園、みさとこども園で実施している。

(6) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、昭和57年度から延長保育事業がはじまった。

現在では、聖徳、木之本、鶉、みぞはた、茜部、さゆり、領下、若葉、桜、七郷、本荘、なかよし岐阜南、日野、岩保育園、黒野こども園、ながらこども園、沖ノ橋、加納西認定こども園、ひきえこども園、カトレヤこども園、大洞こども園、梅林こども園、みさとこども園、清流認定こども園、かぐや第二こども園、認定こども園芽含幼稚園で午後7時まで延長保育を行い、京町、鷺山、市橋保育所、常磐、鏡島、華陽保育園、ハートンこまづめ認定こども園で午後8時まで延長保育を行っている。

(7) 地域子育て支援センター事業

保育所等を拠点として、子育て家庭に対する育児の不安や悩み等についての相談及び指導や子育てサークル等への支援を平成6年度から黒野保育園（現：黒野こども園）、平成7年度から市橋保育所、平成12年度から京町保育所、平成13年度から聖徳保育園、平成20年度から鷺山保育所、平成28年度から岐阜聖徳学園大学短期大学部で行っている。

(8) 元気子育てサロン事業

平成11年度から家庭で育児中の保護者の悩みや不安が少しでも解消できるよう、子育て相談、園庭開放、図書貸出を公私立保育所（園）等で、毎週、曜日・時間を決めて実施している。

(9) 休日保育事業

平成25年度から、保護者が就労等により、日祝日に保育ができない家庭の満1歳から小学校就学前までの児童を対象として京町保育所で実施している。また、傷病、災害、事故等緊急で社会的にやむを得ない事由での一時的な預かりも実施している。

(10) 病児・病後児保育事業

保育所等に通所中の児童が病期中または、病気の回復期の状態にあるため集団保育が困難な期間、一時的にその児童を預かることにより、保護者の子育てと就労を支援している。福富医院（安食1228番地）、河村病院（芥見大般若1丁目84番地）、小牧内科クリニック（昭和町2丁目11番地）、山田病院（寺田7丁目86番地）、矢嶋小児科小児循環器クリニック（日野南7丁目10-7）、世界ちゃんモゲル丸先生の元気なクリニック（六条南2-8-20）、操健康クリニック（藪田南1-4-20）で実施している。

令和元年度延べ利用人員は6,669人。

令和元年6月から新たな送迎サービスを福富医院、小牧内科クリニックで実施している。

(11) サポート一時預かり事業

市立保育所（京町・市橋・鷺山保育所を除く）において、平成12年度から1歳児以上で緊急な事由の場合に一時預りを実施する。

(12) 私立教育・保育施設補助事業

私立教育・保育施設の管理運営に寄与し、児童福祉の増進を図ることを目的に、私立教育・保育施設に運営経費等の一部を助成する。

ア 運営費補助

14,858千円の予算措置を行い、環境衛生検査、調理員検便等に係る経費を補助。

イ 低年齢児保育対策費補助

低年齢児保育の一般化に伴い、78,639千円の予算措置を行い、0、1、2歳児において、保育士1人以上の加配になった場合、保育士人件費を補助。

ウ 障害児保育事業補助

75,994千円の予算措置を行い、障がい児（特児、その他の障がい児）1人当たりの月額単価を補助。

エ 延長保育接続事業補助

171,963千円の予算措置を行い、児童数に基づく要保育士数により補助。

オ 延長保育事業補助

48,037千円の予算措置を行い、延長時間、人数、減免により補助。

カ 一時預かり事業補助（一般型、幼稚園型Ⅰ：Ⅱ）

72,256千円の予算措置を行い、利用人数、延長日数、減免により補助。

(13) 夜間保育室事業

乳児保育対策の一環として夜間に保育できない乳児等の福祉を増進するため、夜間に保育を行う認可外保育施設を対象に夜間保育室事業を実施し、基準を満たし、市長の認定した施設に助成。

12,747千円の予算措置を行い、乳児（0・1・2歳児）補助、人頭（保育士、調理員）補助、施設補助、延長保育補助を行っている。

令和2年度公立保育所保育料徴収基準額表（月額）

（令和2年4月1日現在）

| 各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分 | | 利用者負担額（月額） | |
|-------------------------|--|------------|---------|
| 階層区分 | 定義 | 保育標準時間認定 | 保育短時間認定 |
| | | 3歳未満 | 3歳未満 |
| 第1階層 | 生活保護世帯等 | 円 0 | 円 0 |
| 第2階層 | 市町村民税非課税世帯 | 0 | 0 |
| 第3階層 | 市町村民税所得割課税額 48,600円未満 | 5,000 | 5,000 |
| | ひとり親世帯等 | 14,900 | 14,700 |
| 第4階層 | ひとり親世帯等 (市町村民税所得割課税額が 77,100円以下の場合に限る) | 5,000 | 5,000 |
| | 市町村民税所得割課税額48,600円以上97,000円未満 | 23,000 | 22,700 |
| 第5階層 | 市町村民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満 | 32,000 | 31,600 |
| 第6階層 | 市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満 | 48,000 | 47,300 |
| 第7階層 | 市町村民税所得割課税額301,000円以上397,000円未満 | 53,300 | 52,500 |
| 第8階層 | 市町村民税所得割課税額397,000円以上 | 62,000 | 61,000 |

注) 第2階層から第8階層にあつては、第1階層に該当する場合を除く。

備考

- 税額を計算する場合には、寄附金控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除は適用しません。これらの控除のある方の税額は、控除前の税額となります。
- 各階層ごとの利用者負担額（保育料）は、当該年度の初日の前日の満年齢で決定し、その年度の途中では変更しません（3号認定の方が、年度途中で3歳の誕生日を迎え、2号認定に切り替わっても、その年度中は3号認定の利用者負担額を適用します）。
- 第3階層、第4階層「ひとり親世帯等」とは、母子・父子世帯、同居で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者のいる世帯をいいます。
- 同一世帯から2人以上の就学前の子どもが同時に保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合は、それらの子どもの年齢の高い順に数えて、2番目の子どもは半額、3番目以降の子どもは無料となります。
なお、子どもの年齢に関わらず市町村民税所得割課税額が57,700円未満の2人親世帯は、2番目の

子どもは半額、3番目以降は無料となり、市町村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯等は、2番目以降は無料となります。

また、市町村民税所得割課税額が97,000円未満の世帯において、18歳までの子どもが3人以上いる場合は、3番目以降は無料となります。

- 利用者負担額（保育料）は、原則、父母の税額で決定しますが、祖父母との同居世帯については、父母の市町村民税が非課税で、かつ合計収入が200万円（ひとり親の場合は150万円）以下の場合、祖父母いずれかの最多収入者の税額を利用者負担額（保育料）算定に使用します。
- 延長保育料は利用者負担額（保育料）には含まれません。その他、利用する施設が設定する実費負担額等がかかる場合があります。

(14) 保育料無償化

令和元年10月から3歳以上児の子どもと3歳未満児の非課税世帯の子どもの保育料について無償化した。同時に3歳以上児については、主食費と副食費を合わせた給食費の徴収を開始した。なお、副食費については、市町村民税所得割課税額が57,700円未満（ひとり親世帯等の場合は、77,101円未満）の場合、市町村民税所得割課税額が97,

000円未満であって、18歳までの子どものうち
3番目以降の子どもである場合、または、同時に保

育所等に入所する兄弟姉妹のうち、3番目以降であ
る場合に減免する。

(15) 保育施設等

ア 保育所一覧 (令和2年度)

(ア) 市立保育所

| 区 分 | 施 設 名 | 認 可 年 月 日 | 定 員 (人) |
|-----|-----------|--------------|---------|
| ① | 京 町 保 育 所 | 昭和 23. 1. 1 | 230 |
| ② | 島 " | " 28. 4. 1 | 60 |
| ③ | 早 田 " | " 31. 11. 1 | 70 |
| ④ | 鷺 山 " | " 26. 4. 1 | 210 |
| ⑤ | 合 渡 " | " 27. 5. 1 | 80 |
| ⑥ | 長 森 南 " | " 28. 5. 1 | 70 |
| ⑦ | 長 森 北 " | " 26. 10. 10 | 80 |
| ⑧ | 木 田 " | " 32. 4. 1 | 110 |
| ⑨ | あ か ね " | " 31. 11. 1 | 70 |
| ⑩ | 西 郷 " | " 25. 4. 1 | 130 |
| ⑪ | 市 橋 " | " 28. 11. 10 | 170 |
| ⑫ | 網 代 " | " 35. 4. 1 | 20 |
| ⑬ | 岩 野 田 " | " 43. 5. 1 | 110 |
| ⑭ | 三 輪 南 " | " 43. 4. 1 | 105 |
| ⑮ | あ い か わ " | " 45. 4. 1 | 70 |
| ⑯ | 則 武 " | " 46. 1. 1 | 140 |
| ⑰ | 三 輪 北 " | " 52. 4. 1 | 20 |
| ⑱ | 黒 野 " | " " | 45 |
| ⑲ | 柳 津 東 " | " 50. 3. 22 | 120 |
| ⑳ | 佐 波 " | " 28. 7. 1 | 180 |

(イ) 私立保育園

| 区分 | 施設名 | 認可年月日 | 定員(人) |
|----|-----------|---------------|-------|
| ① | 聖徳保育園 | 昭和 23. 10. 30 | 290 |
| ② | 木之本 " | " 23. 12. 28 | 70 |
| ③ | 鶉 " | " 24. 7. 1 | 70 |
| ④ | みぞはた " | " 28. 11. 30 | 50 |
| ⑤ | 茜部 " | " 29. 6. 1 | 90 |
| ⑥ | さゆり " | " 29. 12. 1 | 90 |
| ⑦ | 領下 " | " 24. 7. 1 | 120 |
| ⑧ | 若葉 " | " 27. 3. 1 | 90 |
| ⑨ | 桜 " | " 31. 11. 1 | 80 |
| ⑩ | 常磐 " | 平成 14. 4. 1 | 150 |
| ⑪ | 七郷 " | " 15. 4. 1 | 155 |
| ⑫ | 鏡島 " | " " | 150 |
| ⑬ | 華陽 " | " 20. 4. 1 | 120 |
| ⑭ | 本荘 " | " 21. 4. 1 | 120 |
| ⑮ | なかよし岐阜南 " | " 22. 4. 1 | 260 |
| ⑯ | 日野 " | " 23. 4. 1 | 90 |
| ⑰ | 岩 " | " " | 100 |

イ 小規模保育施設

| 区分 | 施設名 | 認可年月日 | 定員(人) |
|----|-----------------------|------------|-------|
| ① | ひまわり共同保育所 | 平成27. 4. 1 | 19 |
| ② | ちびっこ島保育園 | 平成30. 4. 1 | 19 |
| ③ | 太陽の子幼稚舎 | 平成27. 4. 1 | 19 |
| ④ | かぐや第二保育園 | " | 18 |
| ⑤ | こぼとの森保育園 | 平成28. 4. 1 | 19 |
| ⑥ | NAGOMI キッズ | " | 19 |
| ⑦ | 保育所ちびっこえんじえるらんど | 平成31. 4. 1 | 19 |
| ⑧ | 保育所サニーランド長良園 | 平成29. 9. 1 | 19 |
| ⑨ | 保育所ベビーキッズ本荘園 | 平成30. 4. 1 | 19 |
| ⑩ | 駅前保育所みっけのおうち | 平成28. 4. 1 | 19 |
| ⑪ | にっこり園 | 平成31. 4. 1 | 19 |
| ⑫ | 岐阜幼稚園小規模保育所 | 平成29. 9. 1 | 12 |
| ⑬ | ほんごうけやき通り保育園 | " | 18 |
| ⑭ | いずみ中央スプリング保育園 | 平成30. 4. 1 | 19 |
| ⑮ | こぼとの森西保育園 | " | 12 |
| ⑯ | みのり夢保育園 | " | 12 |
| ⑰ | いづみ第2どんぐり保育園 | 平成31. 4. 1 | 19 |
| ⑱ | みらいの森保育園 | " | 19 |
| ⑲ | サニーサイドインターナショナルプリスクール | " | 19 |
| ⑳ | こぼとの森どんぐり保育園 | " | 12 |
| ㉑ | かぐや第三保育園 | 令和2. 4. 1 | 12 |
| ㉒ | クルールン保育園 | " | 19 |
| ㉓ | ながらちいさな森 | " | 12 |

エ 事業所内保育施設

| 区分 | 施設名 | 認定年月日 | 定員(人) |
|----|--------------|------------|--------|
| ① | 岐阜大学保育園 ほほえみ | 平成29. 4. 1 | 95(21) |
| ② | わらべ保育所 | 平成30. 4. 1 | 30(10) |

ウ 認定こども園

| 区分 | 施設名 | 認可(認定)年月日 | 定員(人) |
|----|---------------------|--------------------|-------|
| ① | 黒野こども園 | 平成28. 4. 1 | 375 |
| ② | ながらこどもの森 | " | 146 |
| ③ | 沖ノ橋認定こども園 | " | 115 |
| ④ | 加納西認定こども園 | " | 105 |
| ⑤ | ひきえ子ども園 | 平成29. 4. 1 | 106 |
| ⑥ | 幼保連携型認定こども園カトレヤこども園 | " | 120 |
| ⑦ | ハートンこまづめ認定こども園 | 平成30. 4. 1 | 106 |
| ⑧ | 清流認定こども園 | " | 119 |
| ⑨ | 梅林こども園 | 平成31. 4. 1 | 116 |
| ⑩ | みさとこども園 | " | 148 |
| ⑪ | かぐや第二こども園 | " | 183 |
| ⑫ | 大洞こども園 | 平成30. 4. 1 (認定) | 139 |
| ⑬ | 認定こども園芽含幼稚園 | 平成27. 4. 1 (認定) | 72 |
| ⑭ | かぐや第一こども園 | 令和2. 4. 1 | 132 |

() は地域枠

福祉施設一覧

児童福祉施設

| 名 称 | 所 在 地 | 設置主体 | 経営主体 | 設置認可年月日 | 定 員 |
|------------------|--------------|----------|----------|------------|-----|
| 岐阜県総合医療センター | 野一色4丁目6番1号 | 地方独立行政法人 | 地方独立行政法人 | 昭和56年10月1日 | 5 |
| 岐 阜 市 民 病 院 | 鹿島町7丁目1番地 | 岐 阜 市 | 岐 阜 市 | 〃 45年4月1日 | 20 |
| きーとす岐阜 | ※ | 社会福祉法人 | 社会福祉法人 | 平成19年7月1日 | 20 |
| サンフラワー華陽 | ※ | 〃 | 〃 | 昭和25年7月1日 | 20 |
| 梅 林 児 童 館 | 田端町1番地11 | 岐 阜 市 | 〃 | 〃 49年7月1日 | — |
| 黒 野 児 童 館 | 古市場20番地1 | 〃 | 〃 | 〃 52年4月1日 | — |
| 東 児 童 セ ン タ ー | 大洞桜台1丁目33番地2 | 〃 | 〃 | 〃 56年4月1日 | — |
| 加納児童センター | 加納高柳町1丁目1番地 | 〃 | 〃 | 〃 59年4月1日 | — |
| 西 児 童 セ ン タ ー | 鏡島南2丁目8番40号 | 〃 | 〃 | 〃 60年4月1日 | — |
| 日光児童センター | 日光町9丁目1番地3 | 〃 | 〃 | 〃 61年4月1日 | — |
| 本郷児童センター | 青柳町5丁目24番地1 | 〃 | 〃 | 〃 63年4月1日 | — |
| 長良児童センター | 長良389番地2 | 〃 | 〃 | 平成元年4月1日 | — |
| 長森児童センター | 野一色4丁目11番4号 | 〃 | 〃 | 〃 2年4月1日 | — |
| 岩野田児童センター | 栗野東1丁目95番地 | 〃 | 〃 | 〃 3年7月1日 | — |
| サンフレンドみわ・児童センター | 門屋字野崎95番地 | 〃 | 〃 | 〃 4年7月1日 | — |
| サンフレンドうずら・児童センター | 中鶉7丁目58番地 | 〃 | 〃 | 〃 6年7月1日 | — |
| 柳 津 児 童 館 | 柳津町丸野1丁目34番地 | 〃 | 〃 | 昭和41年11月1日 | — |

※施設の運営上、所在地は省略